

令和4年第2回長与町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和4年6月 7日

本日の会議 令和4年6月10日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員	16番 山口憲一郎議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 局長 青田浩二君	議事課 長 福本美也子君
係 長 江口美和子君	主 任 村田潤哉君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副 町 長 鈴木典秀君
教 育 長 勝本真二君	総 務 部 長 日名子達也君
企画財政部長 森川寛子君	建設産業部長 山口新吾君
住民福祉部長 栗山浩二君	健康保険部長 富永正彦君
水道局長 田中一之君	会計管理者 宮崎伸之君
教育次長 山本昭彦君	教育委員会理事 田中真君
情報政策課長 木須紀彦君	契約管財課長 永野英明君
地域安全課長 山口聡一朗君	政策企画課長 中村元則君
財政課長 荒木秀一君	土木管理課長 山崎禎三君
都市計画課長 前田将範君	産業振興課長 荒木隆君
福祉課長 川内佳代子君	こども政策課長 宮司裕子君
住民環境課長 中尾盛雄君	教育総務課長 森本陽子君

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 15時05分



## ○議長（山口憲一郎議員）

皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。通告順に発言を許します。質問並びに答弁は、会議規則第54条第1項の規定を遵守し、簡明にお願いします。なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順11、松林敏議員の①企業版ふるさと納税について、②インターネットリテラシーについて、③道路上の電柱についての質問を同時に許します。

2番、松林敏議員。

## ○2番（松林敏議員）

おはようございます。早速、質問をさせていただきます。①企業版ふるさと納税について。令和2年度に税制改正が行われ、全国的に企業版ふるさと納税を活用している自治体が増えているようです。本町でも、昨年、企業版ふるさと納税による寄付を受けることがあり、地方版総合戦略の財源として期待されるものと感じます。そこで、幾つか質問をします。（1）本町での企業版ふるさと納税のこれまでの状況と、現在の取り組みはどうか。（2）企業への寄付の案内はホームページ以外にあるか。（3）他自治体の事例を見ると、具体的で特徴的な事業を取り上げ、企業に寄付のお願いを積極的に行っている自治体が成功事例として取り上げられているようである。寄付の対象事業を絞って、企業へのアプローチを積極的に行うことが必要と感じます。新図書館建設に、この制度を利用する考えはないか。

②インターネットリテラシーについて。インターネットの普及に始まり、スマートフォンの急速な拡大によってITに触れる機会が増えるに従って、そのメリットによって生活が豊かになっています。その一方で、安心安全にインターネットを利用するためには、情報モラルや情報セキュリティに関する知識や能力の向上が求められます。そこで、以下の質問をします。（1）小中学生のSNSや無料動画共有サイトの利用についてはどのように指導しているか。（2）小中学生でSNSや掲示板などでのネット上のいじめや個人情報の漏えいなどの現状のトラブルはどうか。また、その対策はどうか。（3）Society 5.0の実現や自治体DXを進めていく上で、自治体職員のセキュリティスキルや情報リテラシーの向上が注目されています。本町の取り組みはどうか。（4）高齢者のスマホの利用率が高まっています。インターネット利用時に、メールによる架空請求や情報漏えいなど、詐欺やトラブルに遭う危険性があるので、自治体としても注意喚起が必要と感じるが、どうか。

③道路上の電柱について。側溝をかわすために道路の中心側に電柱が建てられているため、歩行者や自転車と自動車との接触が危惧される場所がある。そこで、以下の質問をします。（1）電柱を道路の端に寄せる解決策として、側溝の位置に電柱を建てて側溝を切り回すことで、車道の有効幅を確保する方法がある。長崎市の住吉台町では、バス通りの電柱は全てこの方法で施工されている。本町での取り組みはどうか。（2）昨

年度、高田郷内の電柱の建て替え工事のときに、側溝の切り回しを必要としない方法で側溝の位置に電柱が建てられていました。新しい技術だと思われます。側溝の切り回しの方法と比べて、ごみの詰まりの心配や施工期間などにおいてメリットが多いように感じる。一遍には無理だと思いますが、年に数本ずつでも良いから電柱を道路の端へ移設することは、歩行者の安全を守るためにも有効だと考えるがどうか。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。今日最初の質問者であります松林議員の質問にお答えをさせていただきます。なお2番目1点目と2点目の御質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答をいたします。私の方からはそのほかの御質問につきましてお答えをしたいと思います。しております。

まず1番目1点目の本町での企業版ふるさと納税のこれまでの状況と、現在の取り組みはどうかというお尋ねでございます。本町では、令和2年11月に国の認定を受けて寄付金の受け入れを開始し、昨年度に1件の受け入れ実績がございました。寄付金は支援企業の御意向も踏まえまして、子育て支援事業に活用させていただき、ベビー用品貸出支援事業の拡充やリモートでの子育て支援体制整備に活用をさせていただいたところでございます。現在ホームページにおきまして、寄付の対象となります本町の地方創生プロジェクトの主な取組事例を御紹介しているところでございます。2点目の企業への寄付の案内はホームページ以外にあるのかというお尋ねでございます。企業への寄付の案内につきましては、町ホームページのふるさと納税の分野に掲載をしておるところでございます。また内閣府の企業版ふるさと納税ポータルサイトにおきましても、全国の自治体と共に長与町も掲載をさせていただいているところでございます。3点目でございます。新図書館建設にこの制度を利用する考えはないかというお尋ねでございます。この新図書館建設につきましては、本町の地方創生プロジェクトの一つであります「訪れたい、住んでみたい魅力的なまちづくりプロジェクト」の分野に含まれる事業となりますので、企業版ふるさと納税の活用が可能な事業でございます。したがって、議員御指摘のとおり、町といたしましても本事業の財源として非常に有用であると認識しておりますので、今後新図書館を含む複合施設の具体的なコンセプトや施設イメージが固まった段階で、企業から支援先として選んでいただけるような訴求力の高い広報や営業活動を展開し、多くの寄付金を受け入れられるよう努めてまいりたいと考えておるところでございます。

それでは2番目、インターネットリテラシーです。その中の3点目、職員のセキュリティスキルや情報リテラシー向上のための取り組みについてのお尋ねでございます。職員の情報セキュリティ対策につきましては、新人職員のみならず、毎年全職員に対しまして研修を実施しております。職員一人一人が、情報セキュリティについて最新の事例

を交えて理解を深めるとともに、その重要性を再確認する機会を設けているところでございます。また、エクセル操作などの業務の効率化に資する研修をはじめ、行政機関同士の専用ネットワークにおける情報連携に係る研修なども習熟度に応じた形で実施をしております。広く情報リテラシーの向上にも努めているところでございます。4点目のインターネット詐欺についてのお尋ねでございます。インターネットによる詐欺につきましては、年々多種多様化してきておりまして、電子メールやSNSを利用した架空請求を中心に被害件数も近年増加してきている状況でございます。そのような中、本町といたしましては、毎月広報に消費者注意報を掲載し、事例を挙げて注意喚起を行っているところでございます。また、町内で被害が発生している案件につきましては、ケースに応じまして、自治会回覧や町内放送におきまして周知を行っております。そのほか、御依頼に応じて消費生活に関する出前講座を行っております。令和3年度には老人クラブやサロンなどに計4回実施を行ったところでございます。インターネットによる架空請求につきましては、高齢者のみならず誰もが被害者になる可能性があることから、今後も警察と連携を密にしながら、ケースに応じた効果的な周知に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、大きな3番目の道路上の電柱についてでございます。1点目が、電柱を道路の端に寄せる解決策として、側溝を切り回すことで車道の有効幅を確保する方法がある。本町での取り組みはどうかというお尋ねでございます。側溝の切り回しにつきましては、新設事業の事例といたしまして高田南土地区画整理事業地内におきまして、現在は実施しております。また、電柱等の移設に関する事例といたしましては、申請が上がってきた際に道路幅員等の状況を踏まえ、申請者と協議を行っておるところでございます。2点目でございます。昨年度高田郷内の電柱の建て替え工事のときに、側溝の切り回しを必要としない方法で側溝の位置に電柱が建てられたと。新しい技術だと思われませんが、一遍には無理だと思うが年に数本ずつでも良いから電柱を道路の端へ移設することは歩行者の安全を守るためにも有効だと考えるが、いかに考えるかという御質問でございました。議員御質問の側溝の位置に建てられた電柱についてでございますが、電柱の建て替えの際に、側溝と電柱が一体となった製品により施工されておるところでございます。申請者に確認をいたしましたところ、工場側溝で側溝本体、蓋及び電柱等を製作して、現地で組み立てるという方式で、製品自体は受注生産になるとのことでございます。切り回しによる工法にもよりますが、ごみ等の堆積の心配は少なくなることもあると考えられますが、費用が切り回しに比べて倍近く高額になるということでございます。また受注生産という性質上、通常よりも工期が必要となることなどから、施工方法につきましては道路側溝を切り回す工法の実績が多いとのことでございます。今後、電柱の占用許可申請がなされる際におきまして、申請者と協議を行った上で適宜判断をしていきたいと思っております。私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

おはようございます。では、松林議員の御質問にお答えいたします。2番目のインターネットリテラシーについての1点目。小中学生のSNSや無料動画共有サイトの利用についての指導についての御質問でございますが、SNS等の利活用は正しい使用がなされれば有益なものであり、児童生徒が将来的に使用することも踏まえれば一律に禁止するのではなく、児童生徒が危険を回避し、自分自身で的確に判断して、安全安心に活用することができる理解とスキルを身に付けることが必要であると考えております。そのため学校では学習指導要領に示されているように、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等において、教科書や県教育委員会がLINE社と共同開発した情報モラル教育教材「SNSノート・ながさき」などを用いて、情報モラルを含めた情報活用能力の育成に努めております。次に2点目の、小中学生のネット上のいじめや個人情報漏えい等のトラブルの現状と対策についての御質問でございますが、令和3年度で、いじめの認知が3件あっております。内容は、SNS上での嫌な言葉の書き込みやグループ外しなどとなっております。対策としましては、児童生徒に対しましては、1点目の質問でお答えしましたように情報モラルを含めた情報活用能力の育成を図っております。また、児童生徒はもちろんのこと保護者に対しても、メディア安全教室の開催や長崎っ子のためのメディア環境協議会による「ネット・電子メディア利用ながさき基準・夜9時まで」の再確認など、家庭での利活用の在り方について啓発を行っているところでございます。私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

それでは、早速再質問いたします。企業版ふるさと納税は、そもそも正式名称が地方創生応援税制ということからも、法人税の都市部への集中を改善するための制度であることを考えると、ベッドタウンとして発展してきた本町は是非とも積極的に取り組む必要があるのではないかと思います。こういう質問をいたします。（1）は答弁があったとおりだと思いますので、（2）に行かせてもらうんですけども、本来の趣旨である都市部から法人税を剥がそうということが企業版ふるさと納税の趣旨であるということを見ると、長崎県で取引がある所をお願いするとかじゃなくて、都市部にある企業から寄付を募ることが本来の趣旨なのかと考えていまして、そこで内閣府地方創生推進事務局がポータルサイトに情報を載せているということだと思うんですけども、そこが企業と自治体のマッチングの支援をやっているみたいで、自治体が寄付を募りたい事業のプレゼンをする機会を設けていると。あとは企業側の方も、こういうことに寄付をしたいという、プレゼンする機会もあると。そういったものに参加して、是非、中央の都市部の企業からの寄付を考えた方が良くないかと思うんですけども、その辺について考

えをお聞かせください。

○議長（山口憲一郎議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

マッチングサイトの活用につきまして、実績のある自治体にもいろいろお問い合わせをしたところでございますけれども、マッチングサイト自体は各自治体の企業版ふるさと納税に関する情報を取りまとめて発信、収集できるというメリットがある一方で、数多くの自治体の中から実際に寄付に繋げることが難しく、必ずしも経済効果が高いとは言えない面もあるようでございます。長与町と繋がり、御縁がある企業にお願いすることがより効果が高いと考えておりますので、御案内できる機会があればその都度周知に努めていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

幾つかの資料とかも調べたりとかして見たんですけども、地方創生のサイトや過去の雑誌の記事を見た感じだと、内閣府地方創生推進事務局は、企業版ふるさと納税の制度の活用のために動いている機関だと思いますので、自治体からの相談や企業の話聞いて調整役として機能していると思っています。多分駄目だろうからやらないとかではなくて、まずは相談してみて、企業側のニーズや成功事例をどんどん研究していくべきだと思います。その辺についてお聞かせください。

○議長（山口憲一郎議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

ありがとうございます。勉強不足な点もありますので、是非そういうものも活用しながら、今後企業版ふるさと納税を推進していきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

それでは、（3）に移らせていただきます。長崎市の企業版ふるさと納税ですね。前々回が長崎市恐竜博物館整備、前は全天候型子ども遊戯施設整備事業、今やっているのが長崎スタジアムシティプロジェクト、とてもキャッチーで内容が分かりやすいものとなっていて、全国的な成功事例も具体的なものが多いようです。本町でのふるさと納税の対象事業を考えたときに、新図書館建設が一番ふさわしいのかなと考えています。新図書館にも使えるっていうことだったと思うんですけども、やっぱり分かりやすく寄付を募るなら、もう募集事業名として新図書館を入れてしまった方が良いんじゃないかなと自分は考えるんですけども、その辺はどうでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

企業版ふるさと納税は貴重な財源の一つとして考えておりますので、町ホームページの周知に加えまして、新たに長与町版のチラシなども作成して、先進事例を参考にしながら広報活動に力を入れていきたいと考えております。もちろん新図書館につきましても、具体的なコンセプトや施設イメージなどを活用して効果的な周知に努めたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

自分がいろいろ調べている中で、企業版ふるさと納税で寄付を行っている全国的なもの傾向として、持続可能、脱炭素、自治体DX、この3つがキーワードとなっているというふうに自分は感じています。新図書館の場合だったら、再生可能エネルギー、発電設備の導入とか、そういうのを交えながら検討すると寄付もやりやすいのかなって考えています。この質問の最後に、財源を増やす仕組みがせつかくあるので、全力で取り組むべきだと思いますし、その価値はあると思います。いろんな資料を見て感じたことは、成功している自治体はアイデアと行動力がある所と感じました。本町もいろんな職員がいて、アイデアをいっぱい出し合って、精査して、それを全力で行動に移せば、賛同していただける企業もきっと現れるはずだと思います。今後の活動をよろしく願いして、2番に移りたいと思います。

大きな2番の1番ですね、インターネットリテラシーと少し分かりづらい言葉なんですけども、インターネットを上手に使いこなす能力ということとして話を進めていきたいと思います。インターネットの知識を持たずにインターネットを利用するのは、運転免許証を持たずに車を運転することに似ていると思われまます。スマホやタブレットは、感覚的、直観的に操作できるため、機械に触ることをちゅうちょしてしまう大人に比べて子どもの方が上達は早いとは思いますが、しかし、ただこれは怖いもの知らずで、やみくもに操作ができるだけで、交通ルールを全く知らないで車を乗り回しているのに似ていると考えています。子どもたちのインターネットの利用については禁止する方法もあると思いますが、本町では禁止せずに利用していこうということなので、その利用についての指導についてお伺いなんですけども、YouTubeを見たり、SNSの活用などの授業は十分行われているということで、ここの質問はしないんですけども、YouTubeを投稿する方の指導はどういうふうに指導しているか教えてください。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

YouTube に限定することではございませんけれども、無料動画共有サイトへの投稿であつたり、あるいは視聴も含めて児童生徒が加害者にも被害者にもならない、させない、そのような指導が必要だと考えております。そのため、ICT支援員による情報モラルの授業であつたり、あるいは教職員の研修、そうしたことを通して学習指導要領に示されております正しい情報活用能力の育成に努めているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

なりたい職業の上位にユーチューバーがランキングされていることから、動画を投稿している子どもが一定数いるのかなと思います。自分の子ども、もう6年ぐらい前になるんですけども、中学生の頃に聞いた話ですが、友達が何人かスマホで動画を撮影して簡単にYouTubeにアップロードしていたということみたいでした。これは良いか悪いかは別にして、恐らく学校で禁止したとしても動画を投稿することは出てくると思います。学校の授業として教えることではないかと思ってはいたんですけども、指導はしているということなんですけども、危険性ですね。著作権の問題やデジタルタトゥーなど、そういったところについてもちゃんと教えておられるのか教えてください。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

技術家庭科であつたり、社会科であつたりの学習指導の中で、著作権、肖像権、個人情報保護等について指導を行っております。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

ありがとうございました。それでは、（3）に移らせていただきます。本年度より情報政策課が立ち上げられたことによって、自治体DXの推進が期待されるものと思っております。私事ではありますが、若い頃、某食品会社に入社し、情報システム部に所属していたことがありますので、その経験も踏まえて発言させていただきますと、自治体DXのような組織全体にわたるシステムの構築は、情報政策課が頑張るだけではなかなか難しいかと思われまふ。情報DX作業、事業、効率化とか、そういうところだと思うんですけども、それぞれの部署の仕事が分かっている人じゃないと、なかなか自治体DXについて取り組めないんじゃないかなと思っております。情報政策課はその指針を示すにとどまり、各部署で自治体DXへ取り組んでいただき、その成果を情報政策課DX推進係は組織内を横断的に取りまとめるといったやり方が望ましいと思っております。そのためには、情報政策課だけでなく職員全体の情報リテラシーの向上が必要であると考え、このような質問をしています。自治体DXの推進は、情報政策課だけの仕事ではな

く職員全員で取り組むという意識がまず必要と考えますが、考えをお聞かせください。

○議長（山口憲一郎議員）

木須情報政策課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

議員おっしゃるとおり、自治体DX、これから本町でも取り組んでまいることになります。御案内のとおりデジタルトランスフォーメーションについては、デジタル技術による業務の効率化にとどまらず、こうしたデジタル技術を前提とした新しい社会づくりまでをも含んだものと認識しています。現在、全庁的な取り組みを推進するために、係レベルでの担当者を選任し、デジタルを前提とした業務の在り方について検討を始めることにしております。住民の方のみならず、広くデジタルの恩恵が行き届く地域社会を目指した取り組みとしたいという考えでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

自分の経験で言うと、情報システム部ばかり頑張れみたいなことを言われて困ることがあるので、やっぱり実際は現場の各部署の作業を分かっている方が、いろいろな知識を持って考えを出してもらうことがかなり大事だと思うんで。自治体DXの推進は、職員の仕事の業務効率化だけじゃなくて、いろんな行政手続のオンライン化などによって、町民の利便性の向上も図られるものと思いますので、是非とも情報政策課の活躍を期待して、（4）に移らせていただきたいと思います。

高齢者を対象にした詐欺事件は、オレオレ詐欺が有名だと思われませんが、スマホの所有率が上がるに伴って詐欺の媒体が家庭用電話からスマホやパソコンに代わると、架空請求や還付金詐欺が起こるようになったと思われまして。詐欺に騙されるのは、まさか自分が騙されるなんてとか自分が詐欺に遭うなんてあるわけないというバイアスがかかって、簡単な詐欺にでも騙されてしまうのかなと思います。それを防ぐためには継続的な注意喚起が有効かなと、これしかないのかなと思いますので、先程の答弁で、もうそれは十分やっているということだったので、よく相談を受けることについて紹介したいと思います。難しい話じゃないんですけども、男の人ですね、エッチな動画とかを見て、画面にいきなり高額な料金の請求画面が出てきて、電話かけるべきかどうなのかみたいな相談を続けて5、6件は受けていることがあります。これは「すぐにはかけなくていいよ」と。既に電話をかけてしまった人に対しては「着信拒否したらいいですよ」というふうに教えますけども、エッチな動画ということで、なかなか人に相談できずに支払ってしまった人もある程度いるのかなと思うんですよね。ばかばかしいほど簡単なんですけれども、詐欺の事例としてこれ結構多いと思うんで、注意喚起していただけたらなと思います。

大きな3番に移らせていただきます。議長の許可を得てパネルを置かせていただきます

す。まず、この質問をしようと考えたきっかけなんですけども、私の家の近くの幅5メートルの道路で、電柱が道路の端から1メートル25センチ飛び出した電柱がありました。昨年車がぶつかる事故があって、この電柱にひびが入って、建て直すことになったんですけども、そのときに電柱は端に移設されました。移設された結果、電柱は70センチも引っ込み、歩行者は、それまで車におびえながら通行しなければならなかった所なんですけども、それが改善されて、御近所の評判はとても良くて、ほかの電柱も同様に道路端に移設できないかという話があったのでこういう質問をさせていただきます。この道路の先には大きな病院があるっていうこともあって、交通量も多く、歩行者は車に注意を払いながら通行しなければならないような危険な状況だったんですけども、この電柱が引っ込んだことで、危険な状況はかなり軽減されたのかなと思います。また、そもそもこんな位置に電柱が無かったら、車の事故も無かったのではなかったのかなと思います。まずは基本的な質問なんですけども、電柱の所有者と管理者は誰なのか。本町の関わりはどういったことになるのか教えてください。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

電柱自体は九州電力が所有されている電力柱と、あとNTTが所有されている電信柱がございます。当然、管理者はそちらでございまして、町としては町道に占用許可が出てきた段階で、占用を許可するという立場でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

ありがとうございます。そしたら、側溝の切り回しについて質問します。本町でも、側溝を切り回して電柱を道路の端に立てている所が、高田南以外にも古くからの団地の中にもあると思うんですけども、これは申請があって建て替えられたものがあるのかどうか、教えてください。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

比較的新しい団地につきましては、整備する段階で建柱位置を協議したところであらかじめ決めまして、当然道路の両端には排水構造物がございますので、その影響のある所は、電柱を避けるような形で計画施工をしております。古い団地につきましては、既に側溝がはまっておりますので、その当時の経緯、もろもろあるかと思いますが、側溝より車道側に立っている所はあろうかと思いますが、中には同じように切り回している所もあろうかと思いますが、正確な場所、数については、把握はしておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

「どかしてほしい」って言って、切り回しで電柱を端に移動することがあるのかどうかだけ教えてもらえませんか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

そういった事例は、こちらの方では把握しておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

歩行者の安全や緊急車両の通行が困難となるような電柱があったときとか、まず、管理者が九電とかNTTとかで、長与町は占用許可を与えている。しかも、幾らかのお金ももらっているのかなと思うんですけども、そういった関係の中で、やっぱり新しい団地は最初っから端っこに寄せられている。古い団地は、道路の真ん中寄りに立ったままとかじゃなくて少しずつでもいいから、道路の端っこにどけてもらうような話を九州電力やNTTに、移設のお願いとかできるんじゃないのかなって思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

建柱されてずっと同じ場所にあるわけではなくて、ある一定時期、どれぐらいのスパンかは私ども分かりませんが、事業者側で必要とされた期間が過ぎたところで計画的に建て替えをされております。今後は、そういった建て替えのときも、うちの道路管理者の方には協議申請が来ますので、その中で、なるべく道路の端に寄せていただければという働きかけをしていきたいと考えています。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

先に行きますけど、これ自分の経験則ですけども、道路幅が4メートルの場合は九州電力とかも道路上には電柱建てないんですね。そのときは民間の所有地をお願いして建てているのかなと思います。初めに説明した5メートル道路、こういったのが一番厄介な感じで、道路の有効幅は3メートル75センチしか取れていないと。こういう道路の有効幅が4メートル切るような電柱は、多分九州電力にとってもふさわしくない状況だと認識しているんじゃないかなと思うんですけども、そういった物について、道路所有者としての立場から、移設検討ではお願いできないのかどうか。もう1回考えをお聞か

してください。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

議員のおっしゃることはよく分かるんですが、こちらの方から積極的に移設の依頼をする中で、当然費用が発生してきます。その中で、事業者側からも当然過度な負担を負うことができるかというところの中で補償という形になると、町からもある程度の費用負担を求められる可能性も全くゼロではないのかなというのはあるかと思います。ですので、こちらの方から、このエリアだけ積極的に端の方に電柱を寄せてくださいという働きかけは、進める予定は今のところございません。あともう一つ、私の経験上の話なんですが、整備していく中で電柱を道路の端に建てる予定の場所がございまして、その隣接の方から強く反対されたという事例もございます。なぜかと言いますと、「電柱に上って自分の家の塀を越えて中が見えるやっか」とか「中に入って来るやっか」とか、防犯上ですね。そういったことでなかなか御理解が得られない例もあろうかと思えます。なので、この辺でも総合的に、これ事業者が取り組むべき話ではあるんですが、そういった事例もあろうかと思えますので、簡単に個人の敷地に近接した所に移設が100%できるかといったら、そういうふうな問題もあろうかと思えます。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

まず相談もしていない状況でそういうふうにお金の話とかするんじゃないくて、まず1回どうなのかって聞いてもらいたいなと思うんですけども。それと、高田南のような新しい団地は全て道路の端っこの方に電柱が立っている状況で、道路の端に寄せたら困るっていうのはいかがなものかなと。じゃあ、新しい団地も道路の端に電柱建てられないっていうか、そういう形になるのかなと思うんですよね。やっぱり、車が電柱から離れて通行しようとしたら、歩行者にどうしても近づいてしまうというような危険とかを考えると、是非とも九州電力とかに相談することが必要じゃないかなと私は考えます。百合野団地の中なんですけども、ゆりちゃんバスが通行していて、中型バスということでもあるんですけども、道が狭い所やカーブの所では、電柱が端に寄っていたらもっと歩行者の安全やバスの運行の安全性が増すなと思われるような所があります。また、道幅が広い所でも、無秩序に道路の両側に電柱が建てられていて、道路の有効幅がちょっと狭くて、これが片側に寄せられていたりとか、もっと言えば片側に寄せて、全部道路の端っこに寄せられていたらもっと広い道路、有効な道路が確保できるのかなと思うんですけども。こういった公共機関であるバス通りについてだけでも、九州電力とかにお願いができないのかどうか、考えをお聞かせください。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

先程も申し上げましたが、移設の協議が当然上がってくる時期があるかと思えます。なので、その時期にそういった道路の端に寄せるというふうなことでの町の思いを、相手に伝えたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

移設の時期、コンクリートの劣化による建て替えの時期のことを言っていると思うんですけど。そうじゃなくて、交通量が増えて歩行者が危険だからどかして欲しいってお願いすること、相談すること自体が何でできないのか根拠を教えてください。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

言葉足らずでございました。こういった交通状況と道路状況と電柱の位置関係につきましては、一度事業者とは今後の計画の在り方も含めて協議をしてみたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

自治会やPTAとかで危険箇所調査をする中で、電柱の移設とかいうのはなかなか頭がないから上がってこないと思うんですけども。正直言って、危険な電柱とか、こういう電柱が無かったらもっと子どもたちが安全に通学できるのかなとか、そういう電柱って結構あると思うんですよ。そういった所の相談というのはできると思うんですよ。何でかたくなに行けないのかっていうのがちょっと不思議なんですけども。それはそれとして、これが（2）になるんですけども、初めてこの電柱を見たときには雨水が流れないんじゃないかと思って土木管理課に相談したところ、穴が開いているから大丈夫だよという話でありまして、ごみの詰まりや施工期間の点で、側溝の切り回しより使い勝手が良さそうだと感じていました。町長からの答弁があったんで、ここでの質問はもう止めにします。

最後になりますが、百合野団地にある病院の裏の方の狭い道路で、私の娘が小学生の頃、道路を歩いていたと。道路側の家の犬が急に吠えて、娘はとっさに1歩道路によけたそうです。そのときに通りかかった車に足をひかれて、足の甲を骨折しました。大きくよろけていたらと考えると、ぞっとする話ですよ。車の通行は、本当は障害者や歩行者から距離を取って、距離が近い場合は徐行しなくちゃいけないというのはあるんですけども、実際には歩行者のそばや障害物のそばでも減速をせずに通行する車も多

と思います。狭い道での歩行者の安全性を向上させるための方法として、今回の質問をさせていただきます。少しでも前向きに検討していただければと思います。これで終了します。

○議長（山口憲一郎議員）

これで松林敏議員の一般質問を終わります。

場内の時計で10時30分まで休憩します。

（休憩 10時20分～10時30分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順12、安部都議員の①医療的ケア児・者の現状と今後の支援と環境対策について、②「長与町手話言語及び多様性の意思疎通の促進に関する条例」制定についての質問を同時に許します。

6番、安部都議員。

○6番（安部都議員）

皆様こんにちは。私は2点質問をいたします。①医療的ケア児・者の現状と今後の支援と環境対策について質問をいたします。大きな2点目「長与町手話言語及び多様性の意思疎通の促進に関する条例」制定について質問をいたします。①長崎県が令和3年5月から10月までに県内の医療機関や福祉施設、特別支援学校などを通じて各家庭に対して医療的ケア児・者の把握調査を実施いたしました。その結果、県内に医療的ケア児・者が405人いることが実態調査で明らかになりました。そのうち、数々の問題点が浮き彫りとなり、県は市町と連携し支援を充実させたいと発言をしております。医療的ケアが必要な18歳未満のケア児が105人、18歳以上のケア者が26人、重症心身障害併発の18歳未満が92人、18歳以上が182人で、合計405人となっております。また、在宅で暮らしている人が276人、施設入所者が129人という結果が出ております。このことを踏まえ、町での現状と支援策について下記の質問をいたします。小さな1点目、長崎県の実態調査の結果について、町はどのように捉え、把握をしているのでしょうか。2点目、本町での医療的ケア児・者の現在の各人数と把握はどのようにされているのでしょうか。3点目、ケア児・者が抱える家庭内外での問題点や要望などは把握していらっしゃいますでしょうか。4点目、在宅医療を支える専門性の高い看護人材の育成については、どのように考えていらっしゃいますか。5点目、災害時における町の避難行動要支援者名簿にはケア児・者の登録はされているのでしょうか。

大きな2点目です。「長与町手話言語及び多様性の意思疎通の促進に関する条例」制定についてであります。今年度5月19日、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が全会一致で成立いたしました。これは衆参です。障害者が必要な情報を得て円滑に意思疎通ができるよう施策を定め、実施する責務を国や自治体に課しています。障害者基本法において手話は言語と位置付けられ、5月6日時点で全国の4

52自治体が、また長崎県では長崎市、南島原市など11市が手話言語法の条例を制定しております。そのことなどを踏まえ「長与町手話言語及び多様性の意思疎通の促進に関する条例」制定や、意義や重要性などについて質問をいたします。以上、答弁よろしくをお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、安部議員の御質問にお答えをいたします。1番目でございます。医療的ケア児、ケア者の現状と今後の支援と環境対策についてという大きな項目のうちの1点目、長崎県の実態調査の結果について、町はどのように捉え、把握をしておるのかというお尋ねでございます。医療的ケア児等への支援体制の構築、個別支援の充実に向けましては、対象者のニーズ等を把握していくことが不可欠であり、今回の調査結果を今後、長与町における医療的ケア児、ケア者を支援していく施策を検討する際の基礎資料として活用をしていきたいと、そのように考えております。2点目でございます。本町での医療的ケア児、ケア者の現在の各人数と把握についてのお尋ねでございます。令和4年5月末日現在の医療的ケア児、ケア者は10名でございます。医療的ケア児の把握は、小児慢性特定疾患受給者や未熟児養育医療費の対象者を抽出して把握を行います。また、特別児童扶養手当の現況届で調査確認をいたしまして、新規の方は保健師が訪問し確認をすることで、医療的ケア児を見落とすことがないよう努めておるところでございます。3点目でございます。ケア児、ケア者が抱える家庭内外での問題点や要望についてのお尋ねでございます。今回の実態調査の結果でございますが、医療的ケア児の大半は未就学児でしたが、保育園や幼稚園での障害児保育を利用できない方の理由といたしまして、医療的ケア児に対応していないなどが挙げられており、次に、希望する福祉サービスを受けるには、医療的ケア児の受け入れ可能な事業所が近くに無いなどの理由が記述されておりました。また、災害時の避難先が決まっていないと半数以上の方が答えておまして、災害への備えに関して様々な不安感を持っていることが列記されておりました。今後、医療的ケア児に対応可能な幼稚園、保育所を確保していくこと、加えて、人材の育成等を進めていかなければならないと考えています。また、災害時の避難先につきましては、災害時の支援体制につきましても関係所管と連携をして進めていかなければならないと考えております。4点目でございます。在宅医療を支える看護人材の育成でございます。看護人材の育成につきましては、現在、長崎県の委託事業として長崎県看護協会に委託をし「小児訪問看護同行訪問研修」を行っております。この研修は医療的ケア児の在宅療養生活を支援するため、小児訪問看護の実施できる訪問看護事業所の増加を目指すとともに、小児訪問看護の質の向上を図ること、さらに医療的ケア児の在宅移行を支援するために、周産期母子医療センター等に勤務する看護師の参加を促し、地域の連携推進を図ることを目的としております。今後、医療的ケア児に関わる看護師に研

修を行うことも計画されておりまして、看護の質の向上に今後とも努めてまいりたいと、そのように考えております。5点目でございます。避難行動要支援者名簿への登録がされているのかというお尋ねでございます。避難行動要支援者名簿の登録につきましては、長与町避難行動要支援者名簿の作成等に関する規定によりまして、登録対象者の範囲が定められております。ケア児、ケア者の中で、この範囲に該当する方は登録をされているところでございます。

大きな2番目「長与町手話言語及び多様性の意思疎通の促進に関する条例」の制定についての御質問でございました。言語条例の制定につきましては、既に条例を制定済みの自治体からの情報収集や関係団体等と意見交換を重ねている状況でございます。聴覚障害をお持ちの方を理解することや手話の普及促進に努め、手話を必要とされる方に、より住みやすい環境づくりを行うことは、重要かつ意義深いものと考えておりまして、今後も、県の動向や当事者ニーズなどを鑑みながら研究をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

それでは、再質問に移らせていただきます。まずは1点目です。医療的ケア児・者とは、医師の指導の下、保護者や看護師が日常的に行っている胃ろうなどによる経管栄養、喀痰の吸引、人工呼吸器などの24時間支援が必要な子どもたち、大人になります。そこで、先程町長の答弁がありました、長崎県の実態調査の結果を捉えてどのように把握していくのかというところで、この調査結果を、対象者人数を把握して基礎資料として今後検討していくというところでありますが、アンケート集約後、これまで県との話し合いやこれから協議の場など持たれる予定がありましたらお教えてください。指導や通達などが来ているのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

県とは、5月にも医療的ケア児の担当者の会議が計画をされまして、そちらの方にも参加をさせていただいております。また、6月に県も予算を計上して、医療的ケア児のセンター等の設置を進めている模様でございます。そちらが、予算が通ったあと説明等があるとお聞きをしております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

県もセンターを設置し、今後、市町と共に協議していくというところであると思えますけれども、この実態調査を踏まえ、今後、長与町がそれによってどのような支援体制

を構築していきたい、また連携を図っていききたいと思われているのか、その辺りをお聞かせください。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

医療的ケアについては、現在も長与町地域自立支援協議会のこども部会の中で連携を図っておりますので、今後もそちらを活用しながら医療的ケア児の支援を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

了解いたしました。本町での医療的ケア児・者の人数というところで、県のアンケートは実際は、18歳以下の医療的ケア児は9人、そして18歳以上の医療的ケア者は4人の13人というところでありましたが、現在はちょっと少なくなっているということ。その理由は異動っていうことでよろしいでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

こども政策課の方が押さえている10名の中には、その実態調査の中に入っている医療的ケア者の20歳以上の方が3名入っています。そこで人数の変更はあっております。また、異動等で人が変わっているのも人数が変更しているところになります。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

了解いたしました。その10名、医療的ケア児・者が全て在宅というところでよろしいのでしょうか。施設入所者は現在いらっしゃいますか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

10名の方は全て在宅になります。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

在宅というところで、例えば、現在アンケートに漏れている方、調査対象者に外れた方がまだいらっしゃると思うんですね。県の調査は、県が各医療機関とか団体に送って、それに回答された方のみでありますので、まだまだ把握ができていないというふうに思

いますが、本町ではその辺り、今後どのようにアンケートを行っていくのか、または把握をしていくのかお知らせください。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

医療的ケア児ということで把握を進めておりますので、今後も小児慢性特定疾病等の受給者証を持っている方とか特別児童扶養手当を受給している方、そういうふうなものを見ながら、漏れがないかというのは今後も行っていきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

次に行きます。ケア児・者が抱える家庭内外での問題であります。県の調査によりまして、先程町長からの答弁もありましたが、様々な問題が出ております。未就学児に対して、未就学児の施設、短期入所者、必要なサービスを十分に受けていないというところで、親御さんからのアンケートがあります。「医療的ケア児を抱えていますけれども、医療的ケア児の通える学校が近くに無いです。約1時間かけて通学していますが親子とも負担が大きくて、親は睡眠不足です」。ある方は「医療的ケア児のことで相談できる場所が無い。増えてくれればいいなと思います。保育園で受け入れる所もありません」と。そしてまたある方は「保育を受けさせたいです。看護師配置を増やして、普通の保育園でも一緒に見て欲しいです」「保育園や地域の小学校に通いやすくなるようにして欲しいです」。あとは「看護師をバスに同乗させて欲しい」とか「往復2時間かけて送迎して大変だ」というような声も上がっております。このようなアンケートを受けて、こういった子どもたち、親御さんたち、本当に大変な状況ですね。24時間ケア、介護していかなければいけない。それに対して、長崎県の障害児短期入所施設、または医療短期施設というのはどのくらいあるか把握をされていますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

医療型障害児入所施設は、県内に5か所あると把握しております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

そうですね。私も県に問い合わせたところ、障害児短期入所施設は220か所だけ医療型障害児入所施設はわずか5か所で、それも長崎市にはたった1か所しかないんですね。あとは諫早とか大村が4か所あります。大人のケア者も医療型施設は5か所しかないということで、本当に長崎県内で少ないなと感じております。在宅医療的ケア

児は187人いるのに県内でわずか5か所、そしてまた長崎市で1か所、長与町にはもちろんゼロというところで、非常にこれは問題だなというふうに思っておりますが、それに対する見解をお聞かせください。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

県内に5か所しかないということで、長与町の医療的ケア児が入所する場所は、一番近い所で長崎市桜木町であったり、大村になります。しかし、やはり専門性を持った方々がいないと安全に短期入所することもできませんので、現在は長与町内でそういう施設の専門的なスタッフも揃えることができませんので、1市2町で協力をしながらそういう所に入所をしていただくということでしか検討はしておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

そうですね、24時間介護をしないといけないのに保育所の預ける場所も無いという、大変な、本当に親御さんたちのストレスがたまってしまう。その中で、24時間医療的ケアをしている親御さんたちも、たまには休息が必要であります。そしてまた、ケア児・者を受け入れるレスパイトも不十分だと思っています。介護者自身が休息できる医療施設、レスパイトも今後確保する必要があると思いますが、本町でそういった体制ができないという理由は何でしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

先程議員がおっしゃった5か所は入所ができますので、そちらに入所をしていただいて、その間保護者に休息をしていただくというようなことでの対応を考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

私が質問しているのは、本町でそのような医療的体制ができないというのは財政的な問題なのか、人材的な問題なのか、場所的な問題なのか、その辺りいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

人材的な問題が一番大きいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

適切な対応をしていただくというのが必要ですので、今後、1市2町により対応していただきたいなと思っております。それから、2つ目の問題に人工呼吸器などを使用するケア児・者がいらっしゃいます。台風などが来たら電源が停電して、命の危険にさらされてしまいます。非常用電源がどこにあるのか心配だなどの声が上がっているようです。町がどのように対策を図っていくのか、今後図ろうとしているのか、見解をお聞かせください。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

災害が起きたときの電源の確保は、現在、個々に対応をお願いしている状況になります。業者と、何か災害があったときには充電器の確保をすぐしていただくとか、主治医と話をして病院に避難を先にするとか、そういうことにつきましては個々に今のところ対応を考えていただいている状況です。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

個々で対応をお願いしているというところでありましてけれども、実際そういった災害とか台風とか来たときに非常用電源が無い、見つからないとか切れてしまったとかいう場合もありますよね。そういったときには、医療施設も災害のとき、いざというときにはいろんな人たちを受け入れないといけないので、対応が難しいというような声も上がっております。本当にここでお願いをしたいのは、町としての支援策を一つ講じていかなきゃいけない。対策を取っていかなくちゃいけない。それに対してはいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

災害時の医療的ケア児・者の対応でございますが、町として取っている施策の一つとして、西彼杵医師会と長与町が協定を結んでおり、非常用電源等が必要な方に対しては、災害のときは「どこの病院に連絡をしてください」というような、先程もこども政策課長が申し上げましたように個々の避難の対策を進めているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

個々で対応して欲しいというところで、それぞれ病院、お世話になっている施設にも対応をお願いをしていかなくちゃいけないんでしょうけれども、在宅酸素使用中の人へ

の防災マップに酸素療法が可能な避難先を表示して欲しいなどの意見も上げられていますが、当事者がいざという時のために非常用電源のリスト化を図るべきではないかと思いますが、そのリスト化についてどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

防災マップにそういう記入ができるのか等につきましては、今後所管とも検討を進めていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

防災マップに、是非そのような非常用電源のリスト化は図っていただいて、見える化を図っていただきたいなと思います。それでは4点目に参ります。在宅医療を支える専門性の高い看護人材でありますけれども、先程町長からの答弁で県の看護医療協会に委託をして、様々な支援策を講じているというところでありました。質の向上を図り、周産期母子医療センターの看護師などとの地域の連携を図っていらっしゃるというところがあります。社会福祉及び介護福祉士法の改正によって、平成27年度以降、一定の条件の下、介護職員等による喀痰吸引等が可能となっております。そこで、専門性の高い看護人材の育成のための医療的ケア教員講習会など各市町で行われておりますが、本町としては医療的ケア教員講習会などを開催する予定はございませんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

町としては、特段今のところは考えておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

是非、人材育成のためには医療的ケア教員講習会を開催していただきたいなと思います。医療的ケアを安全、適切に実施できるよう必要な知識や技術を習得するものであります。これは講習会を開いて、例えば、各施設などにもお願いをして、対象者が看護師、医師、それから保健師、助産師の資格を取得した方、または実務経験5年以上経験された方は1日講習を受ければ、指導の教員に。元々基礎がある方、医師免許を持っているとかですので、是非図っていただきたいなと思います。今後医療的ケア児・者の経管栄養や痰の吸引、鼻腔内吸引、ネブライザーなどの薬液吸入、酸素療法など24時間常に看護、介護が必要と思いますが、再度お聞きいたします。専門的知識や技術を持つ看護師の育成を行っていただきたいと思いますが、見解をお聞かせください。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

こちらにつきましても、県に委託をしております研修等を活用していただきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

そうですね。これからは県だけに頼るのではなく町として、本当に困っている方たちに必要な支援、財源を図っていただいて対応していただきたいなど、救済していただきたいというふうに思います。それから、5点目の災害時における町の避難行動要支援者名簿でありますけれども、先程の答弁では登録をされていらっしゃるということでもあります。10人が皆さん登録されているのか、それとも何人登録されているのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

10名のうち2名が全体名簿には登録がございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

2名というところでありますが、そのほかの方たちは自分でされるから、要支援者名簿には載せなくても大丈夫ですよというふうに理解をしてよろしいのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

要支援者全体名簿というものが、把握できる登録対象者がいろいろ決まっております、身体障害者手帳の1、2級をお持ちの方とか、あと療育手帳のA1、A2をお持ちの方とか、そのほかにもいろいろとデータ抽出の要件が決まっているところでございます。この要件の中に該当した方が2名でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

該当された方が2名ということで、ケア児・者は該当されないということでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

こちらの方から抽出するデータとしては該当しておりません。ただ、御本人からこの名簿に載せて欲しいというような御要望がございましたら、名簿に掲載をさせていただくというところで動いております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

是非、支援の要請がありましたらお願いをいたします。例えば、避難行動要支援者名簿の中には、災害時の個別支援計画の策定、また、個々の生活状況、人工呼吸器など医療機器の必要性、または本人や家族の必要な支援や要望などを載せるべきだと思いますが、その辺り、支援者名簿に明記する予定はございませんか。

○議長（山口憲一郎議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

先程の2名でございますが、議員がおっしゃるのは個別計画になりますが、この個別計画に載せますかというような同意をお伺いしたところ、御本人たちが個々で医療機関とか保健所、あとは機器メーカーときちんとした対策を練っているので、個別計画の必要ないということでお伺いしております。ただ今後、このような避難行動要支援者名簿の同意をということで計画を立てたいという方がいらっしゃいましたら、きちんと内容の精査を行い、自治会、民生委員等と協議を行い、対応をさせていただければと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

災害時は、予期しないこともたくさん起こります。親御さんがいても、例えば倒れたり、けがしたら、その子を見ることができない。そういったことも予測されますので、是非、誰でも支援ができる体制、この子はこういった酸素吸入が要るのかな、こういった経管が要るのかな、栄養が要るのかなというふうな見える化を図っていたら、みんなが協力できるわけです。そこで、個別計画の支援体制をよろしく願いいたします。

それでは、大きな2点目に参ります。「長与町手話言語及び多様性の意思疎通の促進に関する条例」と私は挙げさせていただきました。その条例を制定する必要性というところで法的根拠を挙げる。それによって、条例を制定することで見える化を図っていくというところであります。そこでお聞きいたします。国や自治体の責務というふうに挙げられておりますけれども、本町は今後この条例制定についての積極性、推進性というのはどのようにお考えになられておりますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

手話言語条例につきましては、令和2年1月になりますが、手話サークルとか関係者の皆様と意見交換会をさせていただいております。その後、コロナ禍になりまして集まって意見交換ができていないところもございまして、長与町としてどのようにこの条例に入れ込むかっていうようなところの協議がまだ進んでおりません。今後も手話を言語とされる当事者または手話サークル、そういう方と意見交換を行いながら、条例制定の研究をさせていただければと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

私は令和元年12月にも手話言語条例について質問しております。そしてまた手話団体ともいろんな情報交換をしたり、その手話の条例についての勉強会とか歴史についても学びました。もう何年も経つわけですよ、それからですね。早くその手話団体と協議をして、どんどん進めていっていただきたいなと思います。かなり時間だけが経って、なかなか先に進まないというところであろうかと思えます。かつて、本町は国に手話言語法の意見書採択を出しておりますので、再度条例制定について、先進地の事例を参考にしながら、積極性を見せていただきたいなと思いますが、その辺りいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

長崎県内11市町、条例を制定されているようでございます。この条例につきましては今回御質問いただいてからではございますが、ホームページ等に載っている分につきましては、全て読ませていただきました。内容につきましては、それぞれ市町によっていろいろな思いがあって作られているものというふうに感じているところでございます。長与町といたしましても、手話の養成講座とか奉仕員の養成講座とかを行っているところでございますので、こういうところも含めて何を盛り込むかっていうところを明確に。条例ができただけでなく、その条例ができたことによって何か良いことが起こるようなものにできないかというふうに所管としては考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

是非積極性を見せていただきたいと思えます。本町では、聴覚障害者が現在何人いらっしゃるのか。手話ができる方いらっしゃいますか。

○議長（山口憲一郎議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

聴覚で手帳を所持している方の数になりますが186名になります。その中で、手話で会話が可能な方が20名程度でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

聴覚障害者が186名、そして手話ができる方が20名程度ということですか。

○議長（山口憲一郎議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

186名のうち20名ほどということでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

了解いたしました。昔は手話ができる聴覚障害者も、小学校では手話を使つてはいけないと禁止されている時代もあったそうですが、今はもう言語化されていますので、十分に聴覚障害者も手話を学んでいただいて、そしてまた、社会的に広く、生活の質を高めるために、皆さんで障害があっても、なくてもコミュニケーションができるような形で広めていっていただきたいなというふうにも思います。例えば条例制定、県内で11市がありますけれども、私も全部目を通しました。そして一番理想的だなんて思ったのが、長崎市の条例、南島原市の条例を掛け合わせたものだなというふうに思いました。なぜなら、第8条に学校における理解の促進と、9条に医療機関における手話の普及、10条に災害時の支援、11条に旅行者への対応、そしてまた、12条には財政措置を加えていただけたらもっと素晴らしく明確化し、実効性の高い条例になるなと思ったんですが、長崎市が一番理想的だなんて思いましたが、先程目を通されたということで、どのようにお考えになりましたか。

○議長（山口憲一郎議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

議員がおっしゃいますように、長崎市と佐世保市とか見させていただきました。中には「財政措置を講ずる」というような文言を入れている町もあったように思います。いろいろな所を研究させていただきまして、町としてやっている事業の方も既にございます。あと所管が条例を作りましても、いろいろな担当機関とかの協力がなければこちらの方、広まらないと思っておりますので、少し時間をかけて作っていただければなと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

コロナ禍におきまして感染したろうあ者が、医療機関に入院しなければならないのに手話通訳が病院内にいなかったために断られたなどの事例がありますので、是非、この条例の中にも、医療機関における手話とか学校における差別が無いような手話の普及とか、そういったものを明確に入れていただきたいと思います。それから、もう一つ、明石市が2020年4月6日、この条例の中に先程言った財政措置なんかも入れております。これによって条例を制定する意義、そしてまた目的が非常に明確化されているというのが3点あります。障害がある人もない人も、お互いの一人一人の尊厳を大切にして共生のまちづくりの推進を図っていくということと、それから障害者の差別解消に向けた施策の一環として位置付けられるということ。3つ目に、条例を制定することで実効性のあるものとして続けていく目的がある。この3点なども明石市は挙げておりますが、その条例の意義として、今後どのように考えられますか。

○議長（山口憲一郎議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

この言語条例が、まずは手話を使われる方、使われない方の意思疎通が100%、日常的に意思疎通ができる、情報提供ができるっていうことが最初にあるのではないかなというふうに考えております。手話は言語ですっていうことが明確化されておりますので、そちらの方を盛り込んで研究をさせていただければと思っております。なので、意義につきましても、町独自の意義というのがあるかと思っておりますので、そちらの方も含めて研究させていただければと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

是非検討を早くお願いしたいと思っております。最後になりましたが、あらゆる場所でも手話ができる環境を整えることが、聴覚障害者などの命を守ることとなります。手話を普及させることは、つまりマイノリティを救うこととなります。それが住民自治の根幹だと考えます。以上のことから、本町でも早急に長与町手話言語条例の制定をしていただくことを望み、質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（山口憲一郎議員）

これで安部都議員の一般質問を終わります。

場内の時計で13時10分まで休憩します。

（休憩 11時15分～13時10分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順13、河野龍二議員の①請負契約入札制度について、②資源回収及びごみの回収方法について、③長与町空家等対策計画についての質問を同時に許します。

12番、河野龍二議員。

○12番（河野龍二議員）

それでは、早速質問をさせていただきます。まず初めに請負契約入札制度について質問いたします。議会の権限である議決権は最も本質的で基本的なものであります。議会の存在目的からも第一に挙げられる権限です。議決権を要する事項は、条例の制定、改廃、予算を定める、決算を認定する、契約の締結などであります。請負契約は、入札により最も安価でかつ適正な工事が行われるとして、それぞれが競争し落札されます。議会はその情報を基に可否を判断し、議決に至ります。しかし、この間請負契約の議会議決後に、契約内容の変更に伴う契約の変更議案が多数提案されました。過去4年間で専決処分を含め、7件の契約が変更されています。入札での価格や工事の適正化が正しかったのか疑問に思うものであります。例えば、長与小学校体育館改修工事契約額は1億1,323万2,900円。その後の変更により1億1,749万4,300円となっています。契約変更後の金額は、落札できなかった業者よりも多い金額となっております。以上の理由を踏まえて質問いたします。（1）工事内容の変更は、予測できなかった問題が明らかになるなど必要な制度であります。この間の変更件数は多いと思いませんか。（2）各種工事内容は基本設計や仕様書に基づき入札が行われると思えますが、変更が伴うのは基本設計が十分でなかったと考えられるか。（3）指名された業者は工事内容の現場の確認を行っているのか。（4）工事請負契約に変更する場合の基準はありますか。

2番目に、資源回収及びごみの回収方法について質問します。4月より紙類の資源回収がステーションに戻りました。雨の日にはできる限り出さないようにと注意がされています。町民の皆さんからは「これから梅雨に入り雨が続けば出せなくなる」「雨天時の判断が難しい」など不満の声が出ています。雨天時でも出せるような改善をすべきではありませんか。また、ある地域の高齢者からは「資源回収箇所まで金属類やビン類の持ち込みができず、燃えないごみの日にステーションに出していても回収してもらえませんが、4月から回収していない。高齢者や体の不自由な方が出せなくなる」という不満の声が届きました。何らかの改善策が必要と思えますが、どうでしょうか。併せて、資源回収もステーションに戻しても何ら支障が無いようになっていると思えますが、いかがでしょうか。

③長与町空家等対策計画について。令和4年3月に長与町空家等対策計画が策定されています。計画の内容は、建物の不良度ランクの定義や判定内容、現在の町内の不良度判定結果戸数や今後の高齢化に伴い、空家の増加が懸念されています。しかし空家解消対策では所有者の管理が主で、空家を解消する十分な対策になっていないと考えていま

す。前回質問したときも、県下でも空家をリフォームする費用や解体費用を一部助成する制度があることを説明し制度の設置を求めましたが、そのような助成ができていません。改めて提案しますが、空家のリフォームや解体費用の助成制度ができないか。また空家の活用方法などの考えはありませんか。以上、質問いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは本議会最後の質問者であります河野議員の御質問にお答えをさせていただきます。大きな1番目で、請負契約入札制度についてということございまして、1点目が工事内容の変更は予測できなかった問題が明らかになるなど必要な制度だが、この間の変更件数は多いと思われないかというような御質問でございました。建設工事は、道路、河川、建築物などの多岐にわたる公共施設を地形、地質、天候などの自然条件や騒音、振動、交通の確保、地元や施設管理者の要望などの社会的な制約条件の中で建設されるという性質を持っております。しかしながら建設工事につきましては、施工箇所の気象条件、人為的条件の中で建設されるという特殊性を有していることから、発注前に施工条件全てにつきまして想定し、当初設計に反映することは甚だ難しく、多くの場合において、施工途中で設計変更を行っているのが実情でございます。また、改正品確法の基本理念に、請負契約の当事者が対等な立場における合意に基づきまして「公正な契約を適正な額の請負代金で締結する」ことや「適切に設計図書の変更ならびに工期の変更を行うこと」が発注者の責務と示されております。したがって、公共工事における品質の確保や建設業の健全な発達のために、契約変更は必要不可欠なものであるとの認識を持っているところでございます。以上のような背景から建設工事におきましては、一体施工の必要性から分離発注できないと認められるときなど、変更の必要性が認められる場合につきましては、適切に設計変更ならびに工期の変更を行っているところでございます。2点目でございます。各種工事内容は、基本設計や仕様書に基づき入札が行われると思うが、変更が伴うのは基本設計が十分でなかったのではないかとのお尋ねでございます。建設工事の発注に当たりましては、発注後になるべく設計変更が生じないように可能な限り事前の調査を行った上で、基本設計を行っているところでございます。建設工事の発注に当たりましては、現場条件を十分に踏まえ可能な限り条件明示を行った上、発注を行っておりますけれども、建設工事の性質から、当初設計段階では想定し得なかった条件変更や新たな対応が必要となる場合が多くあり、設計変更を避けることは困難ではないかと思っております。3点目でございます。指名された業者は工事内容の確認を行っているのかというお尋ねでございます。入札以前に指名業者が一堂に会して工事内容を説明する、いわゆる「現場説明会」につきましては、入札参加者同士における談合、これを助長する恐れがあるため、現在では行っておりません。そのため指名された業者におきましては、配布された縦覧設計図書等により業者側の判断

によって、個別に現場確認を行っているものと認識しているところでございます。4点目の工事請負契約変更する場合の基準、こういったものがあるのかというお尋ねでございます。工事請負契約の変更につきましては、長与町建設工事標準請負契約書の第18条から第26条、及び長崎県建設工事共通仕様書などに定められた所定の手続きを経て変更を行っているところでございます。また具体的な設計変更の対象事項や設計変更に必要な手続きなどにつきましては長崎県の「設計変更ガイドライン」に沿った運用を実施しているところでございます。

続きまして、大きな2番目の質問でございます。資源回収及びごみの回収方法についてのお尋ねでございます。紙類のステーション回収は4月に始まったばかりであり、排出方法や回収方法等を検証し、より良い方策を検討、研究している段階でございます。雨天時における対応につきましては、リサイクルの観点から雨に濡れない方が好ましいとの理由で、保管する余裕があるのであれば出すのをお控えいただきたいと広報しておりますけれども、回収につきましては通常どおり行っている状況でございます。また、燃えないごみの日に収集された「缶、ビン」につきましては、資源として回収されず、ごみとして埋め立て地で処分されるため、資源回収箇所への排出をお願いしているところでございます。今回の紙類のステーション回収のみならず、ごみの収集、資源の回収につきましては、今後も住民の皆様の御協力と御理解をいただきながら、費用面を含め排出状況等を精査し、収集委託業者や共同処理を行っている長与・時津環境施設組合と協議を重ね、地球にやさしい環境づくりを推進するための研究を進めてまいりたいと考えております。

続きまして3番目の長与町空家等対策計画についてでございます。地域住民の良好な生活環境の保全を図ることを目的といたしまして、適切な管理を行うことが困難な空家所有者の自発的な除却の支援を行うため「老朽危険空家等除却支援事業補助金」を今年度創設をしているところでございます。補助額につきましては、補助金の交付の対象となる経費の2分の1の額、上限を50万円としておりまして、当初予算にて2件分計上をさせていただいているところでございます。御提案にございます空家のリフォームに対します助成制度及び空家の活用方法につきましては、今後、研究を続けてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

それでは再質問させていただきます。まず初めに町長の答弁でもありましたように、契約の変更は当然限られた行為でありますので、私はそこが問題ではないと。当然、契約の変更はいろんな工事の中で変更が生じますと変更して、適正な価格、適正な事業、工事をしてもらうというのが前提にあると思いますので。ただ当初の工事契約を結ぶ中で、やっぱり設計や仕様書などの精度を上げるべきではないかと。精度を上げることで、

契約の変更が少なくなっていくのではないかとこのところ、そういう立場で質問をさせていただきたいと思います。工事契約の変更で何か資料がないのかなっていろいろ調べてみたんですけども、先程町長からは県のガイドラインがあるということで、私はそこまで辿り着けなかったんですが、ある自治体のガイドラインがありまして、これは工事請負契約、設計変更ガイドラインという、変更するためのガイドラインということで、変更に基づいてのこういう立場で変更を考えていた方が良いというふうなガイドラインで、そのガイドラインの中に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」というのがあります。この第7条では発注者等の責務として、設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、工事の中身を具体的に適切に明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件についての予期することができない特別な状態が生じた場合、そのほか場合において必要があると認められるときに、そういう形で変更を考えなさいというふうになっていると思うんですよ。それで長与町の工事契約、約款もありますよね。約款の中で、条件変更等というのが第18条にあるんですが、こういう場合に変更ができますよというふうな形で載っていると思うんですよ。具体的に質問をさせていただきたいと思うんですけども、教育委員会が非常に分かりやすかったんで、教育委員会の工事内容でお伺いしたいと思うんですけども、令和2年7月17日、北小外壁工事改修が契約されて、1回目の変更理由として、足場設置後の施工数量検査の結果、外壁改修工事におけるひび割れの改修、鉄筋爆裂補修等を増工するという。また中庭プレハブ倉庫の改修等の付帯する工事を追加すると。それで現場精査の結果、諸数量の変更を行うということで、変更がされているんですよ。この変更内容が、先程説明しました条件変更等のどこに該当するのか、伺いたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

森本教育総務課長。

○教育総務課長（森本陽子君）

設計図書に示された、自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないものに当たると思われます。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

それで、その設計後、ひび割れ改修だとか浮き部改修、鉄筋爆裂補修箇所というのが増えてはきているんですよ。私が何を言いたいかというと、そもそも当初の段階で特に爆裂箇所なんか、最初の設計のときには56か所となっているのが変更後174か所、3倍に増えているわけですよ。当初の段階でこういうのが露見できなかったのか、そこがどうなのかというところをお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

森本教育総務課長。

○教育総務課長（森本陽子君）

設計の段階で、できるだけ精査するように努力はしておりますが、足場を組まないとしても中の爆裂ですとかひびとかが分からない所がございます。それで足場が組めない所でもベランダから打診棒でたたいて確認をしたりして、できるだけ精査をするようにしておりますが、北小の場合建築年数も長いということもあって、当初予想をしていたものよりも予見できない爆裂箇所等が多いことになったと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

確かに2階、3階となると足場を組まないという箇所近づけないという所があると思うんですけども、そこら辺がもっと技術的にできないものかなというふうに感じているところなんですけども。もう1つ併せて、あとの問題と関連するから先に質問しますけども、例えばこの変更の中で、中庭プレハブ倉庫の改修等の付帯する工事を追加するというふうになっていきますよね、変更箇所の中で。これは当初から計画されていた工事なのか。それとも最初の入札後に、ここまでやってもらった方が良いというふうに思った工事なのかですね。このどちらになるのかですね。追加して書いているので当初はなかったのかなと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山本教育次長。

○教育次長（山本昭彦君）

中庭のプレハブにつきましては、当初は計画をしておりませんでした。ただ、工事を行っている中で、先生たち等の意見を聞く中で、どうしてもプレハブの塗装までしていただけないかという要望等もありまして、追加させていただいているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

追加工事だったということですよ。こういう追加工事の場合は、契約約款の中の条件変更等のどれに当てはまるんですか。追加工事で変更するというのは、分かりますか。

○議長（山口憲一郎議員）

山本教育次長。

○教育次長（山本昭彦君）

どの分に当たるかっていうのははっきり回答はできませんけども、ただ工事をする中でプレハブの分もその工事に含めた方が経費的にも、別にする時間も節約できるのを鑑みて、一緒にした方が良いという判断を行ったところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

同じ事業所がそこに足場を組んだりだとかするということで、その方が効率的にできるという判断からそういう工事を追加されたという回答だと思うんですけども。それはそれで置いて、教育委員会ばかりで申し訳ないんですけども、非常に分かりやすかったので何度も質問しますけど、長与町文化ホールの外壁改修工事は当初の契約内容が長与町文化ホールにおいて外壁のクラックによる建物の腐食及び老朽化に伴うタイルの剥がれ落ちを防止するため外壁改修を行うということ。その他軒天井ですね。軒の裏になる付帯設備について合わせて改修工事を行うということで、ただ変更後が機械室、屋上防水、点字タイルの取り替え、外壁照明器具の取り替え等々なんですよ。これも先程の北小の追加工事のプレハブと同じような変更内容になっている。当初からこういうのはなかったわけですよ。結局追加してこういう所もした方が良い。それは先程次長が答えられたように、同業者がそこでやってもらうからそれをしてもらった方が良いという判断なんでしょうけど、この中身を見ると、これは当初から露見できる内容じゃないのかなと思うんですね。そういうところがどうだったのかなと。思いませんか、こういう中身、点字タイルの取り替えや外壁照明器具の取り替えって、なぜ取り替えが必要だったのか、よく分かりませんが。ただ最初の設計段階で、こういう物もした方が良いというのが見受けられる。先程町長の答弁でもありましたように、設計を出されたあと、詳細にまた見直すみたいな話があったので、そういう段階でもこういうのは判断できたんじゃないかなと思うんですけども、そこはいかがお考えですか。

○議長（山口憲一郎議員）

山本教育次長。

○教育次長（山本昭彦君）

外壁と中の電灯に関しましては、多分、元の設計に入っていなかったんですけども、工事をする段階でその電灯を替える所の高さがありまして、そこも一緒に足場を組んだときにした方が良いという話から追加をしたものだと思っております。それから機械室上の防水工事につきましては、工事をしている期間中に大雨が降りまして、その大雨により雨漏りが発生したということで、その防水工事も含めて追加工事をしているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

私は当初から分かっているんですけども、今のところ事業を進める中で、そういうところが明らかになったというところだと理解したいと思うんですけども。もう一つ、長与小学校の体育館の改修工事ですね。これも長与小体育館において外壁ですね。非構造の耐震化対策工事として外壁及び屋根材の落下防止

だとかを工事するというので、これ変更内容が北小と同じ理由なんですよね。足場設置後に施工数量調査の結果、外壁改修工事のひび割れ改修、鉄筋爆裂改修が増工したということで変更するという内容。極端に言えば、北小で一度そういう条件の下で変更がされていて、また同じ中身で変更されるということ。だからやっぱり、前の工事でこういうことが起きたので、こういうことが予測されると判断できるんじゃないかなと思うんですよね。同じ内容で変更をされているということなんですよ。ここも理由をお聞きます。

○議長（山口憲一郎議員）

森本教育総務課長。

○教育総務課長（森本陽子君）

北小の工事のときと同じように実際足場を組んでみたら、中のひび割れとか浮き部、欠損部などが多くございまして、小学校の体育館でございまして、屋根など足場を組む前には見づらい所、予見できにくい所の補修箇所が多くございまして増額になっております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

町長の答弁でも、変更は一定やむを得ない部分があるというふうに言われましたけども、質問通告書で述べたように、そもそも契約を結ぶときには議会の議決が必要なんですよね。議会の議決後の変更というのが当然可能ですけども、極端に言うと、例えば長与小学校の体育館の改修工事、町民文化ホールの外壁改修工事、これはいずれも専決処分で報告までなんですよね。それは金額が少額であったということで、町長の専決内容に該当して専決処分をされたと思うんですけども。議決した後、変更というのは、そもそも事業者が変わらないわけですよ、工事の入札後ですから。入札後の変更がこんなにたくさん出れば、当初の議決がないがしろにされているんじゃないかなというふうに思うわけですよ。当初の設計段階で議会の議決をもらうというところでは、もっと精度を上げて、なるだけ変更が無いような形での取り組みをすべきだと思うんですよ。最初から変更をすればいいさという議案の提案の仕方は、私は違うんじゃないかなと思うんですよね。一昨日も昨日も技術系の職員の問題が出ました。そういう意味ではこういう中身を見ると、そういうところも重要なのかなと。今の職員が見れなかったというわけではないと思うんですけども、ただ、こうやって変更件数が多いと、しっかり判断できるところも必要ではないかなというふうに思うんですよね。やむを得ない部分は理解しますよ。冒頭町長の答弁の中で、例えば道路工事なんか昨日もありましたよね。建物を建てて岩が出たと、工事がどうしても続けられない、この費用ではということで。そういうことは当然理解できるんですけど、今述べた内容というのは精度を上げれば十分可能ではないかなと。今いろんな技術があるわけですよ、ドローンを活用したりだと

か、そういうので上げられるのではないかなと思うんです。やっぱり精度を上げて、入札契約を議会の議決に求めていくというふうにならないものなのか。その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

確かに町長答弁でもありましたように、設計変更につきましては避けて通れない部分があるというふうに考えておりますけれども、建築工事や土木工事など公共工事の発注に当たりましては特異的な場合を除きまして、できる限り今後も設計変更が生じないように発注前の現場の条件の確認、あるいは関係者などへの説明及び調整、あと現場と設計図書との整合、そういったものを十分行った上で、現場に即した設計、積算を行うように今後もさらに徹底を行ってまいりたいというふうに考えております。また設計コンサルタントから上がってまいりました委託の成果品につきましても、設計照査などを職員にも徹底して的確に実施することにより、当初設計でその精度を向上させる。そういった取り組みを今後もさらに図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

いろんな努力をして是非精度を上げていただきたい。議会が議決をしなければ、その工事ができないというその重要性をよく検討していただいて、変更はやむを得ないからというふうな形じゃなくて、最初からこういう形で。何を言いたいかというと、最小の経費で最大の効果を上げるということ、これも入札制度の一つだと思うんですね。それが変更、変更で金額が上がっていけば、そもそも最小の経費だったのかと。もっと違う事業者の方が最小の経費でやれたかもしれないというふうな部分が考えられるわけですね。そういう意味では、当初からきちっと設計して、約款の中で出てくる設計図書の誤謬だとか脱漏だとか設計図書の表示が明確でないと、先程説明された形状地質、湧水等の条件で自然的または人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないことというふうに。ただここは、精度を上げていけば解決できる問題ですから、是非そういう形で行っていただきたいというふうに。併せてもう一つ、工事をしていく中で、例えば北小の中庭プレハブ倉庫の追加、文化ホールの各種追加工事、これ、どう捉えていいのかなんですけど。確かに、その現場に入っている事業者にお願ひすれば、さらなる経費が掛からないというふうに判断できますけども、これも当初から学校側だとか文化ホール側に「こういう工事するけどどうだろうか」というふうな詰めができていれば、最初からの工事内容に組み込まれたはずですよ。本来こういう追加工事は5,000万円未満なら金額内で工事が発注できるわけですから、私はそもそも追加工事が条件変更には当たらないと思っているんですよ、この中身を見るとですね。たまたまそういう余分な

経費が掛からないからという形の判断だと思うんですけども、その辺も心して対応すべきではないかなというふうに思うんですけど。追加工事は条件変更にあたるんですか。どなたか答えられればお願いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

前田都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

追加工事につきましては、長崎県の設計変更ガイドラインにも具体例が示されている中で、発注している工事に一体性であったりの面で、どうしても追加工事をしなければいけないというところにつきましては、適切に契約の変更をしていくということになっておりますので、そういった対応をしているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

問題が無いというならですね。ただ中身的にいろんな追加工事が、本当に付帯の中でそこまでいくのか、全く切り離されていた所を。中身分からないですけどね、今となつては。だからそこも十分設計段階で精査して、取り組んでいただきたいと思います。そこまでは是非努力していただきたいと思います。

次に、資源回収とごみの回収方法についてです。雨天時の紙回収が住民から2、3、問い合わせが私にもあって、「ちょっと困る」ということで。特に、朝から天気予報で雨だけでも、今降っていないと。どうしようか、出そうか、出すまいかと、うちもちょっと判断に迷ったときもあるんですけども。やっぱり天候に左右されて出せないというのは困りますね。今始めたばかりですから状況見ると言われていますけど、これは早急に改善策を考えた方が良いでしょう。一つは資源回収の拠点場所ですね、5か所あります。先日も役場に段ボールを持ってこられて、たたずんでいた方がいらっしまったんですけども。ステーションに出せなくて、そこに持っていけばって思っておられたみたいですけどね。だから資源回収の拠点場所だけでも置けるようにすることで、だいぶ改善されると思うんですけど、その辺いかがでしょうか。町内5か所全てとは言わないですけども、役場だとか車が停めやすい場所においては、そういうふうにしたらいかがかなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

紙類の回収場所になりますが、今まで月1回の拠点回収を近くのステーションで月2回出せるという形で、利便性はかなり上がったと考えております。そのため、拠点箇所に再度出せるという形にしてしまうと、それを回収する人間が必要になってきます。その経費等を考えますと、今のところは常設の拠点回収、この5か所については、紙類の

回収を復活させる考えはありません。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

月1回から2回になってということですけど、月1回のときは雨が降っていても出せたわけですよ。いろんな形で濡れないように、拠点場所で待機している自治会の皆さんはブルーシートをかぶせたりだとか、いろいろして出せたわけですよ。雨が続くと、場合によってはもうずっとその曜日ごとに出せないわけですよ。出してもいいという判断なんでしょうけど、住民の皆さんは出せないというふうに判断している方が多いわけですよ。だから困っているという声が出ているわけですよ。出してもいいですよと広報してもいいんですか、広報されているんですか、雨でも出していいですよ。そういうふうに状況が変わっているなら全然問題ないですけども、答弁では家でストックする場所があれば保管していて欲しいと。真面目な町民はストックする場所があるからいつとき置いとこうかと。それが1か月たまり、2か月たまりとなってくると不便だと思うんですよ。だから、どれだけ費用が掛かるのか分かりませんが、それこそ5か所の常設拠点場所は、ほかの缶類、ビン類は取りに来るわけですからね。それと併せてシルバーにお願いしたらいかがかなと思うんですけども。量がたくさん増えて乗せられなくなるのかというふうなところもあるかもしれませんけど、そこはできませんか。再度お伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

まず紙類の分で、先程町長答弁でも申しましたとおり回収は行っております。その広報は町としても、もっと表に出していこうと思っております。その中で特にリサイクルの観点から町長答弁と重なりますが、紙類を本気でリサイクルしようと思うと、やはり濡れない方が好ましいというのは確認をしております。濡れるとどうしても汚れが目立つ、泥が跳ねて使いにくくなる。濡れたらカビが生えてリサイクルができなくなるとお伺いしております。そのため保管できる方という形で、お願いしている状況であります。そのため回収は通常どおりやっておりますので、拠点場所5か所を復活させることは今のところ考えておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

課長も言われるように、多くの方は今の温暖化の問題だとか、そういう立場で協力したいと思っていると思うんですよ。そうすると雨に濡れて資源として活用できなくなると。みんな心苦しいですよ、出す側としても。いやいや私は構いませんというふうに

はならないわけですよ。皆さん今まで資源回収の中で、そういうのをずっと培ってきたわけですね。それを保管できる方は取っておいて、保管できない方は全然出していいですよっていう、こういう指導も私はないんじゃないかなと思うんですよね。元々天候に左右されて資源を出せない自治体って、まずないと思うんですよ、全国にもですね。何とか解決策をと思って提案しているんですけども、そこは受け入れられないというところなんで、町民の不満はたまるばかりじゃないかなと。地域でも、例えば出して雨に濡れてびっしょりになって紙類がそこにあると、住民間でも対立が生まれるんじゃないですかね。「あなたもうちょっとこれね、こういう形で出したら駄目なのよ」「家に置いておきなさい」っていうふうになるとですね。何らかの改善策が必ず必要だと、今のままで、雨で濡れても回収していますというふうに。最初の、雨天のときはあまり出さないでくださいというのは何だったのかというふうになりますので、やっぱり改善策を。これ以外に改善策がありますか、そしたら。常設拠点回収以外の改善策が何かあればお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

今のところ新しい改善策というのはありません。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

4月に始まったばかりで今から梅雨に入りますしね。もっとそういう不満の声が出てくるのではないかなと。不満が来る度に「いやいや出してもいいですよ」というふうに答えると、非常に矛盾を感じるんですけどね。これ早急に。例えばゴミ袋で出しても回収するだとか、そういうふうな対応はできないんですか。出し方は紙ひもに結んでと、紙類は紙袋か何かに入れてというふうな形なんですけど、雨に濡れないようにゴミ袋に入れて出せば回収できるだとか、そういうことはないんですか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

これも協力依頼になっているんですが、ゴミ袋に入っているからといって持っていかないことはないです。その場で破袋をして、可燃ごみのときに袋を回収しております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

そしたらゴミ袋以外でも可能なわけですね。うちにあるビニール袋だとか、大きな濡れない袋だとか、もうちょっとそういう徹底をしていただきたいと思いますね。そうい

うふうな改善ができるならですね。当面そういう改善と、あとやっぱり雨に濡れない、雨のときでも出せる条件を。これは早急にすべきではないかなというふうに思いますので、是非町長も検討していただきたいというふうに思います。あと、ビン類、缶類がもやせないゴミの日に出していたというのは、恐らく回収する側もやむを得ず回収していた部分もあるのかなというふうに思います。ただ、こういう状況がどんどん増えてくるのではないかなというふうに思います。これももう答弁は結構ですけども、やっぱり今のステーションの回収方法ですね。今後はずっと検討していきたいというふうな話ですけども、紙類がなくなった分、自治会の拠点回収場所が今まではうちの自治会も役員プラス班長に出てきてもらって対応していたんですけども、役員が今私が行く場所で5人ぐらいいるんですけども、5人も要らなくなっている状況なんですよ。量も一番多いのはアルミ缶なんですけど、これも現状だとステーションに戻しても、何ら支障はないんじゃないかなというふうな状況になってきていると思うんですよ。もう数年拠点回収をしていますんですね。早いうちにステーションに戻すことで、体の不自由な方が出せない、燃えないときに出してしまっているというのも改善されるんじゃないかなと思いますので、再度ステーションに戻すという部分を検討していただきたいと思うんですけども、町長答弁と重なるかもしれませんが再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

ステーションに缶、ビンを戻すことができないかという話ですが、これは何度も言っておりますが、どうしてもステーションで回収するとなると町内に約1,000か所あります。その1,000か所を全て回る経費は、結構な額になるかと思えます。それも踏まえて現在行っております紙類も今まで100か所回っていたのが、1,000か所回っている状況です。こういった形で数が増えると、人と経費はどうしても掛かろうかと思えます。その辺を考えながら出しやすい方法で、資源の回収でリサイクルに繋がるように努めてまいりたいと思えます。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

そもそも資源の拠点回収が始まったのは、経費の問題じゃないと思うんですよ。資源を資源として回収してリサイクルしていくという発想から始まって、そこに町民の協力を求めてきたわけですよ。だから、回収費用が掛かるからなかなか戻せないというのは、じゃあ当初何だったのかと、ステーションで回収していたときはというふうになるんで。そこはやっぱり別個に考えて、ちゃんと資源として回収できるってなると、そういうふうな形で戻していくというのが、私は当然だと思いますので、そういう立場で是非検討していただきたいと思えます。

最後に空家の問題で質問させていただきます。解体費用の助成については失念していて、大変申し訳ありませんでした。ただリフォームの費用が今のところ無いということで、やっぱりリフォームの制度がないと、なかなか空家っていうのが解消できないかなと思うんですよね。他の自治体を見ると、営利を目的としない集会所、交流施設を賃貸借契約に基づいて、例えば10年以上利用の条件でリフォームの改修費用を200万円出すだとか。例えば解体後10年間は、その土地を無償貸与することで200万円の解体費用だとか、そういうリフォーム費用を出すだとか。他の自治体では取り組んでいて、県下でも御存じだと思うんですけども、リフォームに対する支援は多くの自治体でされていますよね。当初質問した折に課長から、長与町は一定空家が空いたあと住宅を買い求める人が多いということで、そういうふうな部分にリフォーム費用が使われるというのはどうかという課長の判断もお聞きしましたが、逆にそのリフォーム費用がないとそのまま朽ち果てていく可能性があるんじゃないかなというふうに思いますので、このリフォーム費用の助成というのが何か障害がありますか。もう一度答弁をいただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

議員が申されたとおり長与町につきましては、不動産の取り引きが活発に行われている町であろうというふうに認識をしております。当然、建物を手放したいという方々につきましては、通常どおり不動産の流通ルートに乗せて、次の買い手を探すということをされていると思います。議員がおっしゃったように、次に売るためにリフォームなり、整備する費用の助成があった方が、その辺が活性化するのではないかなというふうなところではございますけど、そこについては現状その妥当性とか必要性、その辺の整理が終わっておりませんので、今後もまた研究をしていまいりたいと思っています。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

研究していただくということですが、先程申しました、例えば利益を目的としない場合、これは東京都墨田区でしたかね。10年以上集会所だとか交流拠点として賃貸借契約に基づいてする場合には改修費用を補助しましょうと、10年間それでその地域の人たちが使えるとか。やっぱりそういう場所があると非常に心強いかなと。単なる集会所じゃなくて本当に人が住めるような状況、10年間は無償で町がどのように活用してもいいですよと、そういう場合はリフォームを助成しますというふうな形をとると、災害に遭って住宅を離れなければならなかったという場合でも、こういうところに一時避難できるだとか。今、ロシアのウクライナ侵攻で、ウクライナからの避難民を日本にも受け入れる場所ができて、先日でしたか、諫早市が受け入れを始めたということですよ。

ね。こういう住める拠点があれば、そういうのにも対応できるわけですから、あくまでも売買目的じゃなくて、無償でそういうふうに町の利活用に使えるような条件という部分が検討できませんか。それも今後の精査、研究の中でなのかなというふうに思いますけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

御提案ありがとうございます。確かに議員が申されますとおり、そういった家屋につきましては災害時など、本町にとっても一定有効に利用できるというふうに考えております。そういったことから、そういった事例が他市町とか全国的にないか情報収集をいたしまして、本町の今後の対応について参考とし、調査研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

今後の調査研究というところで、いずれにしても期待して、そういう対応がとれることを願って質問を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで河野龍二議員の一般質問を終わります。

場内の時計で14時20分まで休憩します。

（休憩 14時07分～14時20分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2、議案第34号長与町学校給食費条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

内村議員。

○7番（内村博法議員）

初めての条例なんで、いくつか質疑したいと思います。まずこの給食会計費ですね、勘定に上がるわけですがけれども、一般会計で処理するのか、特別会計で処理するのか、まずそれが1つ。それから、担当部門はどこになるのか。町部局なのか、教育委員会なのか、大きく分けてこの2つですね。それから、給食費の免除を受ける人はどういう範囲になるのかですね。それから、滞納者ってなるわけですがけれども公的債権になりますと。そうすると、債権の回収とか遅延損害金の回収はどこが行うのか。それと、給食費っていう特殊な事情がありますんで、やはり寛大な猶予条件を設けられるのかどうかですね。一般の公的債権、例えば税金とか、ほかにもいろいろ回収がありますけれども、税金と同じように回収をされるのかどうか。給食費っていう特殊な事情がありますから、ある

程度寛大な回収、猶予というか、そういう条件を設けられるのかどうかですね。それから支払いは口座振替とかコンビニの支払い、それから申し出があれば児童手当からも引かれるのかどうかですね。それから公的債権に移行するわけですから、今までの債権を継承されると思うんですけども。継承されるとしたら、どのように継承されるのかですね。例えば、令和2年度に民法改正があったんですよ。私も一般質問で包括的に質問したことがあるんですけども、給食費は、令和2年以前は2年間だったと思うんですよ。それが令和2年の改正によって、5年間に時効が変わったと思うんですよ。その辺の確認ですね。そうしますと、継承するにしてもその仕分けをしていかんといかんでですね。令和2年以前の債権とそのあとですね、時効にかかっているかどうかですね。時効にかかるとけば、当然ながら継承はできないということになると思うんですけども、その辺りをどういうふうにされるのか。それと債権の譲渡ですね。継承する前の債権をどのように譲渡していくか、長与町の債権としてですね。そういった場合に、現行の債権者は誰になるのかですね。その方が債権通知を出さないかんわけですね。「誰々に債権を譲渡します」という通知を出すのが普通の債権譲渡の方法なんですけども。誰かが町に「この債権は町に譲渡しますよ」という手続きを取らんといかんわけですよ。そうするとその誰かがっていうのが、どうなのかということをお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

いくつかお答えさせていただきます。まず、会計ですけれども、一般会計で処理をしようと考えております。また、免除等の範囲になりますけれども、こちらは怪我であったりとか様々な事情で、給食を取らない時期等があった場合に免除を考えております。あと、現在の滞納関係ですけれども債権の回収ということになります。現在各学校の方から督促を行っております。現行の制度を生かしながら、公会計となりまして本町で回収できなかった分は把握できますので、それを各学校にお知らせして、各学校から保護者へ連絡をするという形で督促をしていきたいと思っております。また、先程の債権の回収にも関わってまいりますけれども、今回口座振替で現行の形を残しながらいきたいと考えております。その申込用紙の中に、児童手当からの補填ということも同意いただくような部分を作ってお渡ししたいと考えております。現在、各学校の方で残っております債権等についての御質問でございましたけれども、現行の債権者は各学校の校長になるかと思っております。今の部分に関しては、公会計になるのを機に各学校にお渡しして、新たな形で公会計として進めたいと。各学校が現在持っております部分については、ここはちょっと詰めておりませんが、PTAなのか、各学校で給食関係の消耗品なりで消耗するのかといったところも踏まえて、検討をしているところでございます。所管としましては、学校教育課で担当することを想定しております。滞納につきましては先

程申しましたけども、まずは各学校に連絡をして督促をかけるということ。そして、それでも払われない場合は、児童手当からの補填ということを考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

免除を受ける人はどのような人かっていうことで、給食を取らない人、これは当然そうなんですけれども、例えば生活保護を受けている人とか、そういう方がおられますよね。困窮されている人とか、そういうことをお尋ねしたんですけれども。それに沿って回答していただければいいと思います。先程一般会計にするっていう方向で言われたんですけれども、特別会計にしてもいいんですよ。どちらを選んでも一向に構いませんけれども、一般会計にした理由、これが2点目ですね。それから、滞納者は学校教育課がやっていくんですか、それとも町部局の例えば収納推進課とかもありますよね。どっちがやられるのか、滞納の回収については。先程の答弁では、どうも学校教育課がやっていくような感じでおられたんですけれども、そういう方法でされるのか。どっちでもいいんですけれども、それをはっきりしていただきたいということ。それからあと、債権の継承なんですけれども、やり方としては先程理事が言われたように、現債権を整理してしまうと、完全に。公的債権に移る前にやる方法と、それからどうしても残ってしまう債権があると思うんですよ。私が言いたいのは、どうしても残った債権をどうされるのかどうか。その債権は放棄しますよというのが1つ。いや、回収しますよと。回収するとしたら債権譲渡の通知が必要になってきますね、町宛てに。債権者は学校長と言われましたよね。学校長が町に対して債権譲渡の通知をしないといけないわけね、法律的には。それで初めて債権が移行されるわけですよ、町の方に。そういう手続きになるわけですよ。だから、そういう手続きが必要になってきますから、その辺りの整理をどうされるのかですね。来年の4月でしたかね、それまでにどうされるのか。方針が決まっているんなら、言っていただければいいと思うんですけれども、まだそこまでは決まってないよというなら、それはそれで一向に構いませんけれども。そのところを再度お尋ねしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

まず1点目、生活保護家庭等への免除ですけれども、そちらには一定、就学援助の方で給食費としてお渡ししておりますので、この場合の免除の範囲とはしておりません。2点目、一般会計にした理由ですけれども、一般会計で処理ができますので、あえて特別会計にする理由も無いというところで考えております。3点目の滞納に関してですが、一時的には、先程申しましたように学校教育課の方で学校と連携を図りながら引き続き行っていきたいと。ただ、それでも様々な理由等で回収できない部分については、部局

と担当と協議をしながら、そうした場面が必要かどうかも含めて、今後さらに詰めていきたいと考えております。あと、残ってしまう債権についてですけれども、現段階では、債権の譲渡っていう形は、移行はせずにそのまま学校に残して、ただ、先程5年間という話がありましたけれども、現段階で学校長が主としてやっておりますので、引き続き、可能な限りの回収をしますけれども、それについては学校で残したままという形で、次年度4月からは引き継がない形で進めたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

そうすると債権譲渡はもうしないと。来年の4月1日までに学校で全部処理してしまうということですね。それを確認したいってということと、それから、口座振替って言われましたけれども、児童手当からも差し引きされると。コンビニとかはできるんですかね。それと、あとは公的債権になった場合に、普通の一般の税金とか厳しく取り立てられるわけですよね、普通に考えれば、公的債権だから。1円でも2円でもね、滞納があればね。ただ先程言いましたように、給食費っていう特別な事情なんですね、児童の。だから、猶予条件とかそういうのは設けられるのかどうかですね。緩やかな猶予条件とかね。全く公的債権と同じように取り扱いされるのかどうかね。この辺りは決まってないなら決まってもなくても結構なんですけども、町部局と話しておられるんだったら、その見解を伺いたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

まず、振り替えにつきましては、現段階では口座振替を想定しております。先程の公的債権についてですけれども、議員御指摘のように現行をある程度維持しながら、緩やかに進めていきたいというところもございまして、学校教育課で担当していこうと。ですので、どうしても残った場合というところになってくる部分ではございますけれども、厳しく取り立てというところは、現状ではまだ検討中ではございますが、そこまであまり考えていないところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

安部議員。

○6番（安部都議員）

今、同僚議員がほとんどのところを質問していただいたんですが、学校教育課で公会計による条例というところなんですけど、これまでの教職員の業務負担の軽減、そしてまた利便性の向上、管理業務の効率化なども図られていくと思います。その分、透明性の向上、公平性の確保、安定性の実施というところで図られていくのかなというふうにも

思うんですが、その分、この公会計によりまして、教職員に対する事務、管理、業務の負担も増えてくると思います。その辺り、学校教育課では何人体制でやられるのか、その辺りどのようにお考えになっているのかということと、それからまた、未納世帯の保護者の督促であります。これまでは学級担任が46%、副校長・教頭が41%などの未納督促も行っていたなどのデータがあります。その分が全て学校教育課の業務負担となるわけですが、そここのところは、学校給食の徴収の規則で定めていくのかということ。それから、督促についても学校教育課の担当がやっていくのかということですね。あともう1つが、学校給食の減免についてであります。自治体によっては多子世帯の減免もされている所もありますが、その辺りはどのようにお考えになるのか、3点お願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

まず、職員ですけれども、現行では学校教育課で担当いたします。ただし、現在各学校に配置いただいております図書校務員の業務の中に、給食費の関係の業務が入っておりますので、その中でお手伝いをいただきながら督促関係等の業務に資すれば、ありがたいなと思っております。2点目ですが、未納世帯に関しましても先程申しましたように、できる限り本課で分かった部分について各学校に依頼をして、文書であったりというところで依頼をしていくという形を取りたいと考えております。3点目ですが、多子世帯の家庭に対する減免についてですが、これについては現在考えておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第34号は、産業文教常任委員会に付託します。

日程第3、議案第35号財産の取得についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

議案第35号について参考までに伺いたいんですが、小型動力ポンプ積載車というのは、既に配備されている物の更新だと思うんですが、古い物はどうされるのかということと、更新は年数などで区切って行うのか、老朽化、そういったもので行っているのか、タイミングと言うか、そちらをお聞かせいただければと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

今回更新をする物は27年を経過した消防車となっております。古い物につきまして

は、廃車処分をいたします。また、今後につきましては、再利用と申しますか、公園等の設置につきましても検討を進めていきたいと考えております。年数につきましては、長崎市の消防を参考にしておりまして、年数20年を目安としております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第35号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第35号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第35号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第3、議案第35号財産の取得についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第36号都市計画道路西高田線整備計画に伴う高田踏切拡幅工事の施行協定の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

議案に添付をされております参考図面を見ながら質問をさせていただきます。参考図面の中の計画図面に示されておりますブルーで着色された部分が今回の協定の変更箇所ということで、変更前までは恐らく黄色で着色されて町で施工予定の箇所であったという理解をして質問します。1点目ですけれども、町で施工を予定した所を今回JRの受託工事とすることで、どういう利点と申しますかメリットがあるのか、そこを1点お伺いします。それと、あと2点目ですが、受託工事とした場合の工事費の増減、ここら辺りの試算はされておるのか。もしされておるのであれば、その結果がどうなるのか。要は、受託することで安くなるのか、高くなるのか、あんまり変わらないのか、そこら辺のことでお伺いをします。

○議長（山口憲一郎議員）

前田都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

今回、町で施工を予定していました踏切前後の部分、範囲を拡大しておるところでございます。こちらにつきましては、J Rの受託工事として追加をすることによって、本来、J Rと町が別々に踏切付近を施工して別々に通行止めを図るということを、当初想定してたんですけども、J Rとの協議の中で、一括してJ Rの方で施工することによって作業の効率化、それに併せて通行止め日数の短縮、こういったところが今回の変更の最大のメリットとなっていると思います。あともう1点、工事費の増減、経済比較についてなんですけども、町の受託工事をJ Rで施工した場合と町で施工した場合の経済比較を実際精査をしたんですけども、J Rで実施した場合の工事費が、事業費で7%程度上がったという結果になっております。純粋に工事費の積算だけにつきましては、町の積算額とJ Rの積算額というのはほぼ同額だったんですけども、J Rの受託につきましては施工費に応じた管理費というのがありまして、こちらが工事に係るJ R職員の人件費であったり、旅費、あとは事務費とかそういったものが、J Rの積算にプラスアルファで追加されるということがあるため、このJ Rの方で施工した方が管理費分約7%程度割高になっているという試算になっております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第36号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第36号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第36号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第4、議案第36号都市計画道路西高田線整備計画に伴う高田踏切拡幅工事の施行協定の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第37号令和4年度長与町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

お伺いいたします。歳出、12、13ページ、7款です。まず、プレミアム商品券の補助金ですが、令和2年の6月議会におかれましても、ほぼ同額ぐらいの同様の予算が上がっていましたが、今回の分については新聞報道等が先行して情報が発信されておりましたが、想像するに前回と同じような感じかなとは思っております。ですので、前回と違う点、金額、販売方法等含めてお伺いします。あと期間についてもお伺いします。前回と違う点を中心にお願いします。それと10款2項、3項ですが、インターネット接続料とか一般備品購入費が上がっておりますが、財源を見ますと国庫支出金、コロナ対応交付金だと思います。この間の国会の予算委員会等でも、コロナ交付金を目的外じゃないかというふうな利用の仕方が議論されていたわけですが、その点も含めて、この内容について説明をいただけたらと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木産業振興課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

まず12、13ページの7款、長与町プレミアム商品券発行事業補助金でございます。議員御指摘のとおり、前回、2年前ですかね、それとほぼ同様な内容で実施をすることになっております。趣旨としましては、町内の消費喚起と地域経済活性化を目的とするもの。加えて、現在、価格高騰の影響が表れつつあるということから、これに対する支援対策も含めての対応となっております。大きな変更点としましては、前回は1万円分の商品券を6,000円で販売をしていたところを、今回、買いやすくすると言いますか「1万円も要らないよ」という声もあったことから、5,000円分を3,000円で販売すると。上限は前回同様3万円ですので、今回でいけば6冊ということになります。それから期間ですが、まずは住民への案内になると思いますけど、7月中旬頃に案内をお送りするように想定をしております。その後、申込期間が11月末頃まで、利用期間が8月中旬頃から来年の2月上旬頃を予定しております。

○議長（山口憲一郎議員）

森本教育総務課長。

○教育総務課長（森本陽子君）

インターネット接続料と一般備品購入費でございますが、家庭でのオンライン学習を誰でも等しく行えるよう、インターネット環境の無い御家庭にモバイルWi-Fiルーターを無償貸与し、就学援助及び特別支援教育就学奨励費制度対象の御家庭には、ルーターの貸与に加え、通信SIMカードを現物給付するものでございます。一般備品購入費のモバイルルーターの方をコロナ交付金で充当する予定にしておりますが、学級閉鎖などになりましたときに、AIドリル等を使って家庭でもオンライン学習をし、切れ目の無い学習ができるようにということで、コロナ交付金を申請しております。

○議長（山口憲一郎議員）

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

7款については分かりました。10款についてですが、モバイルルーターを購入することは、Wi-Fi環境が無い家庭に対する貸与というふうに考えてよろしいのでしょうか。またそういった調査を行った上でのことだと思しますので、どのくらいの世帯があるのか、小学校も中学校も。その点、お伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

森本教育総務課長。

○教育総務課長（森本陽子君）

アンケート形式で調査をしております。モバイルルーターの方ですけれども、実数で申し上げます。小学校で41世帯、中学校で28世帯が御希望をされました。通信SIMカードの方でございますが、小学校で14世帯、中学校で10世帯が御希望をされております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

私の所属しております委員会で所管しておりませんことも政策課に当たると思いますが、4款1項の感染症予防費について伺いたいと思います。こちら上程の際、HPVワクチンのキャッチアップの償還払いということだったと思うんですが、確認のためにまずは伺いたいんですが、これは、これからの接種ということではなくて、以前定期接種が行われていたHPVワクチンが、副反応の疑いなどから国が積極的な接種を推奨しなくなっていたものが、これからまた公費での接種になるようですが、積極的に推奨していなかった期間に従前であれば定期接種対象だった人が自費で受けた分を公費で償還払いする。こちら報道で見ましたが、そちらに当たるものということでもまずよろしいでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

そのとおりでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

そうしましたら内容についていくつか伺いたいんですが、まず予防接種助成費538万円の金額の根拠ですね。一人当たり幾らで、何人を想定してというような内容と人数の根拠ですね。自費で接種した方は当然町で把握しているわけではないと思いますので、その金額と人数の根拠ですね。次に周知方法です。一応こちら印刷製本費や通信運搬費

がありますが、先程のとおり、恐らく自費で受けた方を町が個別に把握しているものではないと思うので、対象者に案内を送るのは難しいのかなと思うんですが。本来は接種対象者だった当時の年齢の方全員にこれを送るのか。それかこの通信費、印刷製本費は別の事に使うのか、印刷製本費と通信費の内容ですね。もう1つは、償還払いですと接種時の領収書など提出を原則とするというところが他の自治体でも多いようですが、領収書は何年も前に破棄した、紛失したという人もいると思うんですが、これにどう対応する予定か。できる限り払い戻せるように柔軟な対応をすべきと思うんですが、この方法ですね。それから、HPVワクチン3種類あって、定期接種の対象であった2価、4価のワクチンを自費接種したのみを対象として、9価ワクチンは対象外としている自治体も多いようなんですが、これについて本町はどうする予定か。報道によると、9価を対象とするかどうかは自治体次第というような報道を見たときには、私も、これは健康保険課でしたかね、窓口でこういう報道が出ていて9価も対象にすべきじゃないかというお話をしたことがあるんですが、どういう予定か。もう1点、財源が一般財源になっていますが、これは国の政策で行うもので国庫支出金等じゃないのかなと思ったんですが、払い戻したあとの実際の掛かった金額によって後程国から支給されるのか、その財源について。以上、お願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

まず、金額と人数の根拠なんですけれども、金額につきましては今年度の定期接種の金額1万6,154円を基に、人数につきましてはやはり算出が難しかったんですけれども、接種済みの推定人数と、大体3割ぐらいの方が請求等をされるのではないかとということで人数を111名が3回接種をされるということで、この金額を計上させていただいております。それと、キャッチアップ接種者全員に送るのかっていうことだったと思いますが、こちらにつきましてはキャッチアップの対象となっている方全員に郵送で、パンフレットと償還払いの案内が間に合えば、そちらを入れて郵送するように計画をしております。それと、領収証の件なんですけれども、こちらも西海市や時津町と一緒に西彼杵医師会等の医師たちと協議を進めている段階なんですけれども、領収証がある場合はそちらの金額をお支払いできるんですけれども、無い場合については、一定上限の金額を設けて、申立書を記入していただいた上でお支払いするようなことを検討しております。それと9価については今、その資料を持ち合わせておりませんので、今後そちらの方につきましてはどうするかっていうのは協議をさせていただきたいと思います。それと財源なんですけれども、一応一般財源とお聞きしております。今後、財源等の補填があるのかということにつきましては、現在分かっていない状況でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

お聞きしたことは全て理解いたしました。9価というのを調べましたら、こちらは3回接種するもので、合計で約10万円掛かるというものだそうなんです。本来定期接種の対象になっていなかったものなので、自費で9価を打った方は、今回の払い戻し対象にならないとしている所が多いようなのですが、ただ国が定期接種を行っていない期間に自分でお調べになって9価が良いと考えて打った方もいらっしゃると思いますので、逆に言うと、金額も高額なのでかえって9価を打った方は少ないとは思うんですね。少ないとは思いますが実際にいらっしゃるかもしれないので、できれば長与町としては、9価を打った方にも償還払い、是非、対象とする検討を行っていただきたいと思います。答弁は結構です。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第37号は、総務厚生常任委員会及び産業文教常任委員会に分割付託します。

お諮りします。ただいま各常任委員会に付託しました議案第34号、議案第37号の2件は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月14日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第34号、議案第37号の2件は、6月14日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定しました。各常任委員長は、審査の結果を6月14日までに議長に報告願います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。明日以降、委員会審査のため、本会議を休会し、6月15日定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会します。皆様お疲れさまでした。

（散会 15時05分）